



Rules as Manners <ご利用規則>

当ホテルでは、お客様に安全でかつ快適なご滞在をいただくため、宿泊約款第10条の定めに基づき、下記の規則をお守りいただくことになっております。

この規則をお守りいただけない場合は、宿泊約款第7条によりご宿泊の継続をお断りさせていただきます。また規則内の条項に該当する場合は、ホテルはいかなる責任も負いません。

- 1 客室をご宿泊以外の目的でご利用されることは、堅くお断り致します。
- 2 宿泊登録者以外の方の宿泊は、堅くお断り致します。
- 3 お部屋にご到着なさいましたら、非常口の位置、避難経路のご確認をお願い致します。
- 4 火災になりやすい場所（特にベッドの上）での喫煙はなさないでください。
- 5 客室、ならびに共用部での下記の事項を禁止致します。禁止事項がなされた際には、ホテルよりお客様に対して、特別清掃費ならびに営業保証料を別途ご請求させていただきます。

【禁止事項】

- (a) 禁煙客室または所定の喫煙箇所以外での喫煙。（電子タバコ等を含む）
 - (b) 共用浴場、客室バスルーム内での毛染め。（カラーシャンプー等も含む）
 - (c) 客室内ならびに共用エリアのホテル備品を無許可で持ち出す行為。
 - (d) 客室内でのお香等の使用。
- 6 ご滞在中お部屋から出られる際は、カードキーを必ずお持ちになり、施錠を確認の上おでかけください。
 - 7 ご滞在中及びご就寝の際は、ドア・ガードを必ずかけてください。
 - 8 訪問者があったときは、ドア・ガードをかけたままドアを開けるか、ドア・スコープでご確認ください。
不審者と思われる場合は、フロントまでご連絡ください。
 - 9 ご訪問者との客室内でのご面会をご遠慮ください。
 - 10 廊下やロビー等に所持品を放置なさないでください。
 - 11 館内及び客室内の備品を、所定の場所からみだりに移動なさないでください。
 - 12 館内及び客室内の現状をホテルの許可無く変更するような加工はなさないでください。
 - 13 館内に次のようなものをお持ちにならないでください。
 - (a) 愛玩の動物、鳥類等。（但し、盲導犬は除く）
 - (b) 悪臭を発するもの。
 - (c) 常識的な量を超える物品。
 - (d) 許可証の無い銃砲、刀剣類。
 - (e) 発火又は引火しやすい火薬、揮発油、油類等
 - (f) 薬物類
 - 14 館内および客室内での高声、放歌および喧騒な行為、その他で他人に険悪感を与えたり、迷惑をおよぼしたりしないでください。
 - 15 館内及び客室内で賭博や公序良俗に反する行為をなさないでください。
 - 16 館内及び客室内で許可なくして、他のお客様に広告物の配布や物品の販売などをなさないでください。
 - 17 ホテルの外観をそこなうような物品を窓側に置いたり掛けたりしないでください。また、窓から物を落とす、投げる等の行為はおやめください。



- 18 ホテル外からの飲食物の出前をとらないでください。
- 19 窓の施錠を操作して開放しないでください。
- 20 お子様には充分気をお配りください。
- 21 宿泊客が神経耗弱、薬品物による自己喪失など、宿泊しようとする者の安全確保が困難であったり、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるときは、ご利用をお断りいたします。
- 22 現金・貴重品等は、客室内金庫または北館各1階のセーフティボックスへお預けください。
室内における紛失、盗難等につきましては、ホテルは責任を負いかねる場合もあります。
- 23 客室内および敷地内での営利目的の写真・動画の無断撮影はご遠慮ください。
- 24 【営業時間】

当ホテルの主な施設等の営業時間は次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業案内は、各所の掲示、フロントインフォメーション等でご案内いたします。

(1) フロント・キャッシャー等サービス時間

- ① フロント・キャッシャー 24時間
- ② 門限(正面玄関) 午前0時

(2) 飲食等サービス時間

- ① レストラン『THE DINING』(南館2階)
ご朝食 07:00 ~ 10:00
ご夕食 17:30 ~ 21:30

(3) その他附帯サービス施設時間

- ① 露天風呂付男女別温泉大浴場(サウナ付) (北館1階)
15:00 ~ 24:00
05:30 ~ 10:00
- ② 売店 (南館1階)
07:00 ~ 22:00

※前項の利用時間につきましては、場合により変更させていただく事があります。

詳細につきましてはフロントにお問合せください。

25 【チェックイン・チェックアウト時間】

当ホテルのチェックイン・チェックアウト時間は次の通りとします。

また、宿泊時間外の宿泊料金は下記(3)を申し受けます。

(1) チェックイン時間

15:00 ~ 24:00

(2) チェックアウト時間

11:00

(3) 宿泊時間外料金

- (a) 午後2時までの延長料金 お一人様一時間あたり 1,100円(税込)
- (b) 午後5時までの延長料金 宿泊料金の50%相当額
- (c) 午後5時以降 宿泊料金の全額

26 【宿泊客の契約解除権（取消料）】

契約申込み人数	契約解除の 通知を受けた日	不泊	契約解除の通知を受けた日			
			当日	前日	9日前	20日前
一般	14名まで	100%	80%	20%	—	—
団体	15～99名まで	100%	80%	20%	10%	—
団体	100名以上	100%	100%	80%	20%	10%

※①は基本宿泊料に対する違約金の比率です。

②契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を受取します。

③団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合には、そのお引き受けした日）における宿泊人数の10%にあたる人数については、違約金はいただきません。



宿 泊 約 款

第1条【摘要範囲】

1. 当ホテルが、お客様との間で締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条【宿泊契約の申込み】

1. 当ホテルに宿泊契約の申込みをなさろうとするお客様は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. お客様が、宿泊中に前項の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条【宿泊契約の成立等】

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、お客様が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第17条の規定に適用する事態が生じたときは、違約金について賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定により料金の支払いの際に返還します。
4. 前々項の申込金を、同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨をお客様に告知した場合に限ります。

第4条【申込金の支払いを要しないこととする特約】

1. 前条2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後、申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条の申込金の支払いを求めなかった場合、及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取扱います。

第5条【宿泊契約締結の拒否】

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込が、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする方が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ.暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。

ロ.暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

ハ.法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。

- (7) 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、及び、宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。(都道府県条例による)
- (8) 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害する恐れのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。

第6条【宿泊客の契約解除権】

- お客様は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 当ホテルは、お客様がその責めに帰すべき事由により、宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条の規定により、当ホテルが申込金の支払期日を指定して、その支払いを求めた場合であって、その支払いより前にお客様が宿泊契約を解除したときを除きます)は、下記別表に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるにあたって、お客様が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルがお客様に告知したときに限ります。
- 当ホテルは、お客様が連絡をしないで、宿泊日当日の午後10時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は、宿泊されるお客様により解除されたものとみなし処理することがあります。

契約解除の 通知を受けた日		不泊	当日	前日	9日前	20日前
一般	14名まで	100%	80%	各ホテルの規定による		
団体	15～99名まで	100%	80%	20%	10%	—
団体	100名以上	100%	100%	80%	20%	10%

①%は基本宿泊料に対する違約金の比率です。

②契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を受取します。

③団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合には、そのお引き受けした日)における宿泊人数の10%にあたる人数については、違約金はいただきません。

第7条【当ホテルの契約解除権】

- 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の解除をすることがあります。
 - お客様が宿泊に関し、法令の指定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - 宿泊されるお客様が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - 宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - 天災等不可抗力に起因する事由により、宿泊させることができないとき。
 - 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、及び、宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。(都道府県条例による)
 - 寝室での寝タバコ、消防用設備等に対するいたづら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予



防上必要なものに限る)に従わないとき。

(7) 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求とし厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。

(8) 施設が定める利用規則にお客様が従わない場合

2. 当ホテルが、前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したとき、お客様がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条【宿泊の登録】

1. お客様は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊者の氏名、年齢、性別、住所及び連絡先。
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日。
 - (3) 出発日及び出発予定時刻。
 - (4) その他ホテルが必要と認める事項。
2. お客様が第11条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条【客室の使用期間】

お客様が、当ホテルの客室を使用できる時間は、各ホテルが定めるチェックイン時間よりチェックアウトまでとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。この場合にはご利用規則に掲げる宿泊料金を申し受けます。

第10条【利用規則の厳守】

お客様は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条【料金の支払い】

1. お客様が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、下記に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた、宿泊券、クレジットカード等、これに代わり得る方法により、お客様の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルがお客様に客室を提供し、使用が可能になったのち、お客様が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

		内 訳
宿泊者が 支払うべ き総額	宿泊料金	①基本宿泊料(室料又は室料+食事)
	追加料金	②飲食料(追加飲食及びその他の利用料金)
	税金	③消費税 10% ④入湯税 150円 ⑤宿泊税 1人 200~500円 ※

※諸税に関しては税制改正される場合がございます。

※宿泊税は宿泊金額や自治体により異なります。



第12条【当ホテルの責任】

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときには、この限りではありません。
2. 当ホテル（館）は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第13条【契約した客室の提供ができないときの取扱い】

1. 当ホテルは、お客様に契約した客室を提供できないときは、お客様の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料をお客様に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できない事について、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第14条【寄託物等の取扱い】

1. お客様がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、お客様のお預け時において、あらかじめお預け物の種類及び価額を申告されなかった場合には、その限りではありません。
2. お客様が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の障害が生じたときは当ホテルはその損害を賠償いたします。ただし、お客様からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償いたします。

第15条【手荷物又は携帯品の保管】

1. お客様の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、お客様がフロントにおいてチェックインする際お渡します。
2. お客様がチェックアウトしたのち、お客様の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、当ホテルからの連絡は致しません。この場合において、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは遺失物法に基づき処理します。
3. 飲食物および生鮮食品に関しては、遺失物として発見した際に、即時、廃棄処分させていただきます。
4. 前項の場合におけるお客様の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、第2項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

第16条【駐車場の責任】

お客様が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第17条【宿泊客の責任】

お客様の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該お客様は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第18条【準拠法及び言語】

1. 本約款による宿泊契約及びこれに関連する契約に関して生じる一切の紛争については、専ら当ホテルの所在地を管轄する日本の裁判所において日本の法令に従い解決されるものとします。
2. 本約款は日本語と英語で作成されていますが、日本文と英文との間に不一致又は相違があるときは、すべて日本文によるものとします。